

事 務 連 絡
令和 3 年 1 0 月 6 日

高齢者施設 管理者 様
介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課

「緊急事態措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症防止のための対策を講じていただき、ありがとうございます。

福岡県の感染状況は、7月下旬以降急速に悪化し、これまでに経験したことのない爆発的な感染拡大が続き、8月2日からはまん延防止等重点措置、8月20日からは緊急事態措置を実施し、県民及び事業者の皆様には厳しい要請が行われました。

これらの措置の効果が顕著に表れ、新規陽性者数や病床使用率などの指標は大幅に改善しております。

このような福岡県の感染状況等について、国と情報共有し、協議が進められたところ、政府対策本部は、福岡県について、9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除すること及びまん延防止等重点措置には移行しないことを決定しました。

一方で、福岡コロナ警報の3つの指標で見ると、警報解除の基準のうち、新規陽性者数と病床使用率は基準を上回っている状況です。

感染収束時においては、これまでの努力を無にしないためにも慎重に歩を進めていくことが重要であり、緊急事態措置解除後の対策の緩和については段階的に行うこととし、10月1日以降も必要な措置が継続されることとなりました。

高齢者施設等における感染防止対策の取り組みについても引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染の再拡大を防ぎ、できるだけ早く措置を解除できるよう、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

<参考>

福岡県ホームページ「緊急事態措置の解除と今後の対応について」

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/146847.pdf>

北九州市保健福祉局介護保険課
TEL : 093-582-2771